

令和6年4月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所裁判官による外国司法事情研究のための外国出張において利用しているファーストクラスのサービス内容が書いてある文書（令和4年度以降に取得したもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年3月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書を探索したところ、存在しなかった。

(2) ファーストクラスのサービス内容は、航空会社のホームページに掲載されており、最高裁判所裁判官が外国司法事情研究のために外国出張する際においても、当該ホームページを閲覧して参照すれば足りることから、最高裁判所において、ファーストクラスのサービス内容が記載された文書を作成又は取得することはしていない。

(3) よって、原判断は相当である。